平成２６年（フ）第３４号
静岡県掛川市菊浜154番地、開始決定時の住所静岡県掛川市菊浜233番地の１
破産者　佐藤　和弘
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第１３２７号
愛知県知多郡南知多町大字内海字楠本53番地
破産者　服部保温鈑金工業こと清六こと　服部　重德
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３６３６号
大阪市此花区高見１丁目５番46―1105号
破産者　寺町　裕久
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５１９号
大阪市阿倍野区長池町６番21号、住民票上の住所大津市衣川２丁目31番21―２号
破産者　なごむ施術院こと　松田　忠幸
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８８０号
大阪府高槻市安岡寺町５丁目28番15号
破産者　多田　政宏
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８９３号
大阪市旭区森小路１丁目３番１―311号
破産者　宮内　睦子
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９０４号
大阪市浪速区元町２―12―30　難波Ｋ１ビル203号室、住民票上の住所大阪府東大阪市中新開２丁目２番33号　グランエストヨシタ403号
破産者　今田　公二
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０１７号
大阪府門真市四宮５丁目１番16号
破産者　竹口　宗孝
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２９９号
大阪府東大阪市若江西新町２丁目６番20号
破産者　長原こと　張　　仁志
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５７０号
大阪府河内長野市南貴望ケ丘30番１―1109号、旧診療所所在地大阪府豊中市北緑丘１丁目４―７
破産者　小野歯科クリニックこと　小野　隆司
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９４９号
大阪府大阪狭山市半田５丁目119番地の17
破産者　東　千佐子
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４８０号
兵庫県姫路市青山南３丁目８番４―509号　県営住宅青山南団地４号棟
破産者　松本　明美
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２１８号
奈良市法華寺町258番地の１　シティパレス本田203号
破産者　安田　里佳
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２０３号
福岡県久留米市国分町1014番地　日渡アパート１－２号、前住所福岡県みやま市瀬高町上庄733番地６　グリーンコーポ瀬高１号
破産者　小柳　哲夫
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２０４号
福岡県久留米市国分町1014番地　日渡アパート１－２号、前住所福岡県みやま市瀬高町上庄733番地６　グリーンコーポ瀬高１号
破産者　小柳惠美子
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２６６号
北九州市八幡西区本城東１丁目３番25―206号
破産者　白石　　誠
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２６７号
北九州市八幡西区本城東１丁目３番25―206号
破産者　白石　久子
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５５８号
北九州市小倉北区篠崎２丁目24番３－202号
破産者　平野　正文
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部